

令和4年10月18日

会津若松市議会議長

清川雅史 様

弁 明 書

会津若松市議会議員

石 田 典 男

この度はご面倒をおかけして申し訳ございません。

令和4年10月4日付「審査請求の結果について（通知）」を拝受致しました。

本件は、E 氏 が、一市民の立場として、私の会津若松地方広域市町村圏整備組合議員としての活動に関連して、会津若松市議会議員政治倫理条例第11条に基づき、審査請求されたものです。

まず、争点1（α 氏との関係）について、「非開示の資料を何度も求めた」行為が「公正な職務を害する行為」と判断されました。しかし、報告書にあるように、α 氏も、当該行為の時点では、当該資料は開示されていたものと認識していたものであり、同氏が慎重さの求められる資料であった旨、閲覧を許したことによる問題があった旨述べるのは、事後回帰的な判断といえます。したがって、私が非開示の資料であることを認識しながらその開示を求め、α 氏も非開示の資料であることを分かりながらこれを開示したものではありません。また、「何度も求めた」と判断されましたが、報告書にあるように、令和元年6月頃、同年9月頃、令和2年2月頃、同年8月頃、他2回（時期の特定なし）と数ヶ月に一度、異なる資料の開示を求めたものであり、α 氏に拒まれたにも拘わらず同一の資料を何度も執拗に求めたものではありません。報告書では、他に同様の要請をした議員はいないことをもって「特異な行動」と判断されていますが、他に関心を持った議員が存在しなかったからに過ぎず、市民から付託された責務を十分果たすために資料収集することは必要なものではないでしょうか。もちろん、本来、開示されるべきではない資料の開示を求めるることは問題ですが、私も α 氏も開示された資料であると認識していたことは、上述のとおりです。α 氏から非開示である旨、伝えられていれば、開示を受けることもありませんでした。

さらに、選定委員会の前日である令和3年2月24日に訪問して意見を述べたことが、*a* 氏の職員としての職務活動に多大なる影響を与えたと判断されていますが、*a* 氏が実際に影響を受けた事実は何ら触れられておらず、*a* 氏は職員として何ら影響を受けずに活動できたものと思われます。

次に、争点2（*b* 氏との関係）について、選定委員会の前日である令和3年4月24日に訪問し、*b* 氏の経歴を確認したことが「職務の公正性を害しうる行為」と判断されました。しかし、経歴を確認されたからといって、「職務の公正性」が害されるとは考え難く、論理の飛躍を感じる上、現に「職務の公正性」が害された事実は何ら触れられていません。また、ゴミ焼却施設計画について意見を述べたことが、*b* 氏の職員としての職務活動に多大なる影響を与えたと判断されていますが、*b* 氏が実際に影響を受けた事実は何ら触れられておらず、他方で報告書にもあるとおり、*b* 氏は何ら威圧を感じていなかったことからすれば、*b* 氏は職員として何ら影響を受けずに活動できたものと思われます。

最後に、争点3（*c* 氏・*d* 氏との関係）について、権限外行為の実行を要求したもので、*d* 氏に威圧を感じさせ、「公正な職務を妨げる行為」と判断されました。しかし、報告書も述べるように、私は「打診」したに過ぎず、打診時点で「権限外」との認識はなかったもので、だからこそ、あらためて電話で「権限外」とする理由を確認したものです。確かに*d* 氏が威圧と感じたのであれば、不徳の致すところですが、対応可能か否か、確認し、その理由を尋ねることをもって直ちに不当であるとし、公正な職務を妨げる行為と判断されることには違和感を覚えます。報告書に何ら記載がないように、現に「職務の公正性」が害された事実はなく、*c* 氏や*d* 氏の職務の公正性は害されていません。

倫理審査会が述べるとおり、政治倫理は極めて重要なものであり、議員が職員に対して影響力を持っているとの指摘も理解できます。他方で、職員が有する市政に関する情報は議員に優り、その情報量の違いから、職員が議員に対し一定の影響力を持っていることも否めないと思います。そして、議員は市民から付託された責務を十分果たすため、時に緊張感をもって、執行部や職員と折衝する必要が生ずる場面もあるのではないかでしょうか。議員と職員は、いってみれば車の両輪のごとく、相互に情報を開示・交換しながら、適度な競争関係を持って、住民のために協同すべきことが期待されており、議員が職員の顔色をうかがいながら活動することは決して望ましいことではないと感ずるところです。一市民であれば職員に問い合わせ等できるものの、いつ

たん、議員に就任した場合には、議員の影響力に鑑み、問い合わせ等すべきでないと解することは相当とは思われません。会津若松市議会議員倫理条例は極めて重要なものであることはいうまでもありませんが、過度に議員活動を萎縮させ、正当な議員活動を妨げるものであってはならないと思います。倫理条例第4条は、「役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない」旨、定め、「公共工事の請負等のあっせん」「公共施設の入居に関する推薦」「職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与」「許認可、補助金その他の給付の決定への関与」を列挙した上で、「これらのほか公正な職務執行を妨げる行為」と規定しています。わざわざ、「公共工事の請負等のあっせん」「公共施設の入居に関する推薦」「職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与」「許認可、補助金その他の給付の決定への関与」を列挙しているのは、「公正な職務執行を妨げる行為」が抽象的で外延が広く、議員活動への過度の萎縮となる可能性もあることから、それら列挙事項に匹敵するような行為を対象とする趣旨を述べたものと考えられます。報告書は、「その他公正な職務を妨げる行為」がどのような行為を指すのか、触れられておらず、この点に関する検討がされていない感が否めません。

以上、報告書の内容には残念に思う部分もございますが、倫理条例第19条第1項は、審査会の報告を尊重するものと定めており、私も議員としてこれに異はございません。

このような事態を招いてしまったことについて深く反省するとともに、審査会の調査審議の結果及びご指摘を重く受け止め、本件が会津若松地方広域市町村圏整備組合の議員としての活動に端を欲したものであることに鑑み、当該組合の議員を辞するとともに、今後は、ご指摘を受けた内容を肝に銘じ、市議会議員としてさらに精進して参りたいと考えております。

このたびの件で、ご迷惑、ご心配及びお手数をおかけした会津若松市民の皆様、市議会議員の皆様、市職員の皆様、会津若松地方広域市町村圏の圏域民の皆様、広域議会議員の皆様、広域圏整備組合職員の皆様、本件に関する調査及び審査に關係された皆様に対し、あらためて、心よりお詫び申し上げます。

以上